

第1 本委員会設置の経緯等

1 問題の端緒

平成17年1月に県下水道事業に対する知事後援会幹部が行った働き掛けに関する文書が存在したことが報道されたことを端緒として、同年1月21日以降、長野県情報公開条例に基づき公文書公開請求が行われ、生活環境部水環境課生活排水対策室において対象公文書の特定を行った結果、複数の公文書が該当するとして、2月4日付けで公文書公開決定を行い、公文書の公開が行われた。

この公文書は、平成15年10月6日付けで公文書公開請求が行われていたものであるが、「公開請求のあった公文書は、本県では作成していないため。」という理由をもって、平成15年10月20日付けで不存在決定を行っていたものである。

こうした事実は県の情報公開制度の根幹を揺るがし、県政の透明性に対する県民の信頼性を損なう大きな問題であることから、県議会としても看過しえない事態となった。

2 総務警察委員会及び商工生活環境委員会における審議

公文書の不存在決定に関する一連の経過について、その真実を明らかにするため、県議会総務警察委員会において平成17年2月14日から6月17日の間、15回に渡って集中審議が行われるとともに、平成17年2月定例県議会の商工生活環境委員会においても審議が行われた。

その過程においても、県下水道公社の流域下水道維持管理業務の入札制度に関し知事後援会幹部が働き掛けを行っていたこと、知事と審議会委員等との懇談会に参加した県職員の飲食経費や、県職員の人事異動にかかる事務を長野市内のホテルで行った費用を知事後援会が負担していたことなどについて審議が行われ、その他にも、住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験などの県政運営上不適切と考えられる問題などの審議が行われた。

しかし、総務委員会の審議において、執行部の出席が得られなかった事例もあり、また、執行部から十分な説明が得られないこともあったため、結果として、これらの問題の全容を解明するまでには至らなかった。

【参 考】

平成 17 年 6 月 17 日付けの総務警察委員会からの報告書（抜粋）

- 1 平成15年10月、県に対し「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る情報公開請求がなされたが、当時経営戦略局参事であった職員は、当該文書を「知事の命を受け処分するよう担当課長に指示した」と証言しており、また、当時の担当課長も破棄を認めている。これは、公用文書等毀棄罪に抵触する可能性があるとともに、一連の行為は県の情報公開制度の信頼性を著しく損なっている。
- 2 知事と審議会委員等との懇親会に参加した県職員の飲食経費を知事後援会が負担した事実が明らかとなり、その後返納されてはいるが、公職選挙法及び県の服務規律の確保に関する通知に抵触する可能性がある。
- 3 県職員の人事異動にかかる事務を、担当職員が長野市内のホテルで行い、このホテル滞在費用を知事後援会が負担した事実が明らかとなったが、公職選挙法に抵触する可能性がある。

また、別のホテルを複数日にわたって公務で使用していた可能性があるが、その実態や支払者は明らかになっていない。

- 4 後援会幹部の「働き掛け」は下水道事業の入札にあたって、県内企業を優先すること等となっており、この「働き掛け」後はじめて行われた平成17年2月15日の入札は、著しく競争性の低い入札となり、他の入札に比して破格の高率で後援会幹部が落札した。

このような「働き掛け」の内容があったため、公文書を私的メモとして破棄することとした公文書の不存在決定に係る一連の措置があったのではないかとの疑惑を払拭できない。

また、当時の下水道課職員の異動については知事が関与していたことが参考人として招致した前総務部長の証言により明らかになった。

- 5 県政運営上不適切であった事項

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験は、秘密裡に進められ、手続き無視で実施されたと見受けられる。侵入実験も当初は住基ネット本体について実験すると言われていたが、結果は、市町村LANの実験となっている。総務省も最初から市町村LANは多様で脆弱性は認めていたところであり、県が態々その脆弱性を実験する必要性はなく、何のための実験であったか理解できない。血税を使ってこのような実験をすることがどのような県民の利益になるのか、極めて不透明である。

(2) 知事の住所問題は、県議会が平成17年2月定例会において決議したとおりである。

- 6 その他解明に至らなかった事項

(1) 知事が、知事部局以外（教育委員会、議会事務局等）に情報公開請求された請求書の写しまで提出させ、閲覧していたこと。

(2) 県が電子メール等の電磁的記録について、情報公開条例上の公文書に該当するのは、紙に出力したものに限りとしていること。

(3) スキー王国構築事業、おはなしぱけっと号のキャラクターデザイン、車体製作等に、在京後援会幹部が関与した疑いがあり、利益を特定の者にもたらした疑いがあること。

(4) 県が設置した審議会の委員と知事、職員が行った飲食会の経費を知事後援会が負担し、こうした酒席において次回審議会の具体的指示が行われていた疑惑があること。

3 本委員会の設置

公文書の不存在決定、知事後援会の費用負担、知事後援会幹部の働き掛け等の問題に関しては、県民世論としても批判的な意見が多く、関心が高いものであった。

こうした状況の下、平成17年7月1日に44名の議員から、県議会として主権者たる県民に真実の解明と事実の公表を行うことは責務であるとして、地方自治法第100条に基づく調査権を付与し、同法98条第1項の権限を委任した特別委員会の設置を求める「県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会設置に関する決議案」が議長に提出された。

同決議案は、6月定例会の7月4日の本会議に上程され、採決の結果、賛成多数で可決され、「県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会」が設置された。

議 第12号

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等
に関する調査特別委員会設置に関する決議

- 1 本県議会に、17人の委員をもって構成する県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。
 - 2 議会は本委員会に対し、地方自治法第100条第1項の規定により次の事項の調査を付託し、同法第98条第1項の権限を委任する。
 - (1) 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
 - (2) 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
 - (3) 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
 - (4) 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項
 - 3 本委員会は、調査のため必要があるときは関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる。
 - 4 本委員会の本件調査に要する経費は、300万円以内とする。
 - 5 本委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、平成17年7月11日から議会在本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。
- 以上のとおり決議する。

平成17年7月4日

長 野 県 議 会

4 本委員会の調査事項等

(1) 法的根拠等

地方自治法第98条第1項に基づく検査及び同法第100条第1項に基づく調査を行う。

(2) 委員会の定数等

本委員会の定数は17人であり、資料3の委員名簿に記載された委員が選出された。

(3) 調査事項

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項

「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

5 本委員会の運営

(1) 委員会の公開

本県議会は、「開かれた身近でわかりやすい県議会」を目指しているところであり、本委員会としても、県民の高い関心と県民の知る権利に積極的に応える必要があることから、委員会審議や証人尋問の状況を広く公開することとした。

このため、本委員会は第1特別会議室を使用し、36席の一般傍聴席を確保するとともに、報道機関のカメラ撮影及びテレビ放映を認めることとした。

この結果、一般傍聴者は、延べ389人にのぼり、本委員会に対する県民の関心の高さを反映するものとなった。

また、議会ホームページに本委員会の暫定の会議録をできる限りすみやかに掲載するとともに、第14回委員会（平成17年10月6日開催）より、音声ファイルを併せて掲載した。

なお、本委員会に提出された記録については、個人情報等の非公開情報が記載されていると思われる部分を除き、閲覧に供したところである。

(2) 証言環境の確保等

上記(1)のとおり、委員会を原則として公開する一方、本委員会として証人の人権尊重も大きな課題であり、以下のとおり証言環境を確保するための配慮を行いながら証人尋問等を実施したところである。

報道関係者のカメラ撮影については、証人の後方からのみ行うこととし、証人から宣誓及び証言中の撮影及び録音について意見の申し出があった場合には、報道関係者に対しカメラ撮影を行わないことを求めた。

証人から証人補助者の出席の申し出があった場合、委員会に諮って決定した上で許可することとした。

証人から、証言を行うに当たり調査項目に関する記憶の整理のためメモ等を参考にしたいとの申し出があった場合、委員会に諮って決定した上で許可することとした。

宣誓書の署名捺印については、証人の負担を軽減するため、控室で予め行うこととした。

記録請求に際して、関係人等から正当な理由により提出期限の延長を求める申し出があった場合、委員会に諮って決定した上で許可することとした。

提出された記録については、個人情報等の非公開情報が含まれていることから、委員の閲覧場所を制限するなど、その取り扱いには慎重を期すとともに、特に個人から提出を受けたプライバシーに係る情報が記載された記録は、原本の閲覧のみで調査を行うこととした。

(3) 表決の方法

本委員会の表決については、県議会委員会条例第15条の規定に基づいて行うこととした。

6 調査方法

本委員会に付託された4項目の調査事件の調査方法については、項目1の「県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項」と項目2の「『下水道関係の働き掛けに関する文書』に係る公文書公開請求に関する事項」は関連があるため、最初に調査を行い、その後、項目3の「県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項」と、項目4の「住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項」の調査を進めていくこととした。

7 調査費用の追加

本委員会を設置する際の「県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会設置に関する決議」においては、「本委員会の本件調査に要する経費は、300万円以内とする。」とされていたが、調査項目が多岐に渡っているため、平成17年12月の時点で調査を継続して実施するためには、調査経費を50万円追加することが必要であることが判明した。

そのため、平成17年12月17日の第24回委員会において決議案を委員会発議することを決定し、12月19日の本会議に上程され、全会一致で可決された。

議 第11号

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等
に関する調査特別委員会の調査に要する経費の追加
に関する決議

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会の調査に要する経費に、50万円を追加する。

以上のとおり決議する。

平成17年12月19日

長 野 県 議 会